

## 令和5年度奈良県保育士等実態調査等業務委託 事業者選定に係る審査基準

## 審査対象事項

審査項目	審査基準	配点 ①×②	基本 点数 ①	評価 係数 ②
1. 職員給与実態分析 (15点)	① 分析手法 ・保育士の処遇改善に向けた基礎データとなり得る分析手法となっているか ・公立/私立の区分ごとに効果的な分析手法となっているか ② サンプルの選定方法 ・中間報告を見据えた効果的なサンプル選定となっているか	15点	5点	3
2. 保育士、保育関連事業所アンケート調査 (15点)	① 調査項目 ・H25年度に実施した保育士実態調査の調査項目から、改善すべき点が示されるなど、工夫がなされているか ・中間報告も見据えた効果的な設問となっているか ・時勢を捉えたものとなっているか ② 調査手法 ・施設にとって負担とならず、かつ保育士にとって回答しやすい手法となっているか ③ 回収率 ・回収率を高めるための工夫がなされているか	15点	5点	3
3. 保育士志望学生、保育士養成施設アンケート調査 (10点)	① 調査項目 ・学生・施設にとって回答しやすい設問となっているか ② 調査手法 ・学生・施設にとって回答しやすい手法となっているか ・対象施設の選定に工夫があるか ③ 回収率 ・回収率を高めるための工夫がなされているか	10点	5点	2
4. 有識者検討会 (10点)	① 検討会の人選 ・提案されたメンバーは適切かつ現実的なものか ② 企画・運営 ・報告書の作成に資する検討会となるよう、企画・運営について現実的な提案となっているか	10点	5点	2
5. 報告書等 (20点)	① 中間報告 ・短期間で報告するための効率的・効果的な提案となっているか ② 制度理解促進ツール ・実務担当者の業務遂行の参考となるものにするための具体的な提案があるか ③ 報告書 ・現状分析、問題点及び課題の抽出、有識者検討会での議論内容を踏まえた施策提案など、今後の取組みに資する内容となっているか	20点	5点	4
6. 業務遂行能力 (10点)	① スケジュール ・中間報告や検討会も踏まえ、現実的なスケジュールとなっているか ② 業務遂行能力 ・人員体制や同種の業務実績等から適切に遂行できると判断できるか ・本業務に関する理解を十分に有している人員体制か	10点	5点	2

7.個人情報法等情報管理体制 (10点)	個人情報等の管理上の効果的な対策(体制・手法等)がとられているか。	10点	5点	2												
8.経費 (10点)	委託上限額以下の有効な見積額を評価の対象とする。 見積額による評価点は、下表に定めるとおりとする。 <table border="1" data-bbox="568 304 1098 562" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>見積額</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,308,041 円～ 9,498,000 円</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>9,118,081 円～ 9,308,040 円</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>8,928,121 円～ 9,118,080 円</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>8,738,161 円～ 8,928,120 円</td> <td>9点</td> </tr> <tr> <td>8,738,160 円以下</td> <td>10点</td> </tr> </tbody> </table>	見積額	評価点	9,308,041 円～ 9,498,000 円	6点	9,118,081 円～ 9,308,040 円	7点	8,928,121 円～ 9,118,080 円	8点	8,738,161 円～ 8,928,120 円	9点	8,738,160 円以下	10点	10点	-	-
見積額	評価点															
9,308,041 円～ 9,498,000 円	6点															
9,118,081 円～ 9,308,040 円	7点															
8,928,121 円～ 9,118,080 円	8点															
8,738,161 円～ 8,928,120 円	9点															
8,738,160 円以下	10点															
合 計		100点														

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。  
ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として選定しない。
- ・再公告を行った場合においてもなお、提案者が1者の場合、各審査委員の合計得点が満点の6割以上、かつ委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として選定することとする。  
ただし、すべての評価項目(点数化するすべての項目)のうち全委員の得点の平均が満点の6割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として選定しない。

#### 項目別配点

審査(評価)	配点
極めて高い (極めて良好)	5
高い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1